

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

神奈川厚生年金 事案 7681

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月1日から10年4月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を8年7月は20万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から10年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年6月12日から10年4月1日まで

私は、平成8年6月12日から10年3月31日までの期間においてA社に勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に比べ低額なものとなっている。また、申立期間においては、同社及びB社の2社から給与が支給されており、両社から支給された給与の合算額と厚生年金保険の標準報酬月額が対応していない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年7月から10年3月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、8年7月は20万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月から10年3月までは22万円に訂正することが必

要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年6月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間の給与は、A社及びB社の両社から支給されていたので、B社における給与も標準報酬月額の記録に反映してほしい旨述べているが、申立人が提出した同社における給与明細書から、申立人は厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人の同社における報酬月額は、申立人の標準報酬月額に係る記録に反映されない。

神奈川厚生年金 事案 7682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 31 日から同年 6 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立期間のうち、同年 6 月 10 日から同年 8 月 29 日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における資格取得日に係る記録を同年 3 月 31 日に、資格喪失日に係る記録を同年 8 月 29 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 20 年 3 月は 70 円、同年 4 月は 80 円、同年 5 月から同年 7 月までは 90 円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 20 年 3 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 31 日から同年 8 月 29 日まで

私は、昭和 16 年 4 月頃に A 社に入社し、同社 C 工場において D 職として勤務していたが、同社 C 工場が空襲により焼失したため、20 年 4 月頃同社 B 工場に異動し、同社 B 工場在勤中に兵役に就いた。会社からは、戻ってきたら工場へ戻れると聞いていたので、除隊後に同社 E 工場で勤務した。

厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 31 日から同年 6 月 10 日までの期間について、複数の同僚が「申立人は、当該期間に勤務していた。」と述べていることから、申立人が当該期間に A 社 B 工場に勤務していたことが認め

られる。

また、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書（工賃計算表、以下同じ。）には、厚生年金保険料（労働者年金保険料、以下同じ。）が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社B工場は、昭和20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間においては適用事業所としての記録が無いところ、申立人及び複数の同僚が同社C工場の疎開に伴い、100名以上の従業員が同社B工場に異動したと述べていることから、同社B工場は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立期間のうち、昭和20年6月10日から同年8月29日までの期間について、F県健康福祉部発行の軍歴が分かる履歴書から、申立人が当該期間において、陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が、「申立人は在職中に兵役に就いた。」と述べていること、及び社会保険事務所の記録から、申立人は申立期間後にA社E工場に勤務していたことが確認できることから、申立人は当該期間において同社に在籍していたことが認められるところ、当該期間は召集されていた期間であるため、申立人が当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徵集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月31日から同年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立期間のうち、同年6月10日から同年8月29日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、昭和20年3月から同年5月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる

ため、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同年3月は70円、同年4月は80円、同年5月は90円とすることが妥当である。

さらに、昭和20年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、90円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和20年3月31日から同年6月10日までの期間について、事業主は、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないかったと認められ、また、当該期間のうち、同年4月1日から同年6月10日までの期間のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7683

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月16日から同年4月16日まで

私は、A社に昭和37年4月1日から40年3月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の記録が無い。申立期間は、同社C工場から同社D工場へ企業内転勤した期間であり、途切れること無く給与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和38年4月16日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7684

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 16 日から同年 7 月 27 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 27 日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万 2,000 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 12 月 10 日から 62 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所（現在は、B 事業所）における資格取得日に係る記録を 61 年 12 月 10 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 61 年 12 月 10 日から 62 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 16 日から同年 7 月 27 日まで
② 昭和 61 年 12 月 10 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①について、昭和 40 年 3 月に C 事業所を退職後、短期間であるが、個人の事業所に勤務した。事業所の所在地や事業所名が思い出せず年金事務所で返答することができなかった。実姉に確認したところ、事業所名までは分からぬが、D 市 E で勤務したことは思い出した。

申立期間②について、被保険者記録回答票を確認したところ、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかったため、事業所に問合せをすると在籍記録の確認ができた。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和40年7月16日に被保険者の資格を取得し、同年7月27日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、F事業所の所在地及び業務内容について具体的に供述しており、オンライン記録で確認できる事業所の所在地が一致することから、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、当該記録について、年金事務所に照会した結果、「申立人の旧姓での氏名と生年月日で検索した結果、オンライン記録では1名だけの記録となっており、申立人が事業所名や所在地及び業務内容についての具体的な供述があれば、本人のものと思われる。」との意見を得ていることから上記の記録は申立人の記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

申立期間②について、B事業所から提出された人事記録から、当該期間において申立人がA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所から、「申立人は、昭和61年12月10日にA事業所に賃金職員として入職し、出勤簿からも通常の職員と同様の勤務時間であることは確認が取れていることから、厚生年金保険料控除を確認する書類は保存していないものの、同日をもって厚生年金保険の被保険者とすべきと考えており、訂正をお願いしたい。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和62年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7685

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 16 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与は月額 50 万円だったと思うが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が著しく低い額になっている。

雇用保険受給資格者証から当時の給与額が分かると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、4 年 4 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 5 年 6 月までは 36 万円と記録されていたところ、同年 7 月 13 日付で、遡って 26 万円に訂正されている上、ほか 3 名の標準報酬月額についても、遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立人から提出された源泉徴収票によると、4 年 1 月から同年 12 月までについて、標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、5 年 11 月から 6 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 7 年 8 月までは 36 万円と記録されていたところ、同年 9 月 11 日付で、遡って 20 万円に訂正されている上、ほか 4 名の標準報酬月額についても、遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、

当初、7年4月から同年9月までは36万円（上記の同年9月11日付けの遡及訂正の結果、20万円）、同年10月から9年4月までは20万円と記録されていたところ、同年5月6日付けで、遡って9万8,000円に訂正されている上、ほか3名の標準報酬月額についても、遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立人から提出された住民税課税通知書及び源泉徴収票によると、7年1月から9年12月までについて、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、上記の訂正前の標準報酬月額と同額あるいはそれ以上であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役となっていたことが確認できる。申立人は、「取締役ではあったが、遡及訂正及び社会保険関係事務には関与していなかった。」と主張しているが、「自身の申立てについて、当時の事業主及び同僚には一切照会してほしくない。」と述べているため、当時の事業主及び同僚に調査を行うことができない上、上記のとおり、遡及訂正は3回にわたって行われていることから、申立人が関与していなかったとまでは言い難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、上記の3回にわたる遡及訂正について無効を主張することは信義則上許されず、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間及び同年11月1日から9年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間について、A社が当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保管しているか否かについて、申立人は、「当時の事業主には一切照会してほしくない。」としており、申立人も、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間のうち、平成9年10月1日から10年3月16日までの期間

について、申立人から提出された源泉徴収票及び雇用保険受給資格者証によると、申立人の報酬月額は、オンライン記録より高い標準報酬月額に見合う報酬月額であったことが推認でき、当該期間のうち、9年10月から同年12月までの期間については、上記、源泉徴収票から、オンライン記録より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時の事業主には一切照会してほしくない。」としているため、当時の事業主に調査を行うことができない上、申立人も、上記の源泉徴収票及び雇用保険受給資格者証のほかに給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役となっていたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、「自身の申立てについて、当時の事業主及び同僚には一切照会してほしくない。」と申し立てていることから、申立人が、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していないとまでは言い難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年10月1日から10年3月16日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7686

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 16 日まで
厚生年金保険の記録によると、私が A 社に勤務していた期間のうち、
申立期間の標準報酬月額が相違している。

申立期間の給与は、月額 40 万円だったが、著しく低い標準報酬月額
になっている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、4 年 4 月から 5 年 6 月までは 41 万円と記録されていたところ、同年 7 月 13 日付で、遡って 26 万円に訂正されている上、ほか 3 名の標準報酬月額についても、遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立人から提出された源泉徴収票によると、4 年 1 月から同年 12 月までについて、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、5 年 11 月から 6 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 7 年 8 月までは 41 万円と記録されていたところ、同年 9 月 11 日付で、遡って 20 万円に訂正されている上、ほか 4 名の標準報酬月額についても、遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、

当初、7年4月から同年9月までは41万円（上記の同年9月11日付けの遡及訂正の結果、20万円）、同年10月から9年4月までは20万円と記録されていたところ、同年5月6日付けで、遡って9万8,000円に訂正されている上、ほか3名の標準報酬月額についても遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立人から提出された住民税課税通知書によると、7年1月から8年12月までについて、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役となっていたことが確認できる。申立人は、「取締役ではあったが、遡及訂正及び社会保険関係事務には関与していなかった。」と主張しているが、「自身の申立てについて、当時の事業主及び同僚には一切照会してほしくない。」と述べているため、当時の事業主及び同僚に調査を行うことができない上、A社に係る滞納処分票の平成5年のページには、申立人の名刺とともに、申立人が複数回、社会保険事務所（当時）を訪問している事跡が確認できることから、申立人は、上記の3回にわたる遡及訂正に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間及び同年11月1日から9年10月1日までの期間について、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間及び9年10月1日から10年3月16日までの期間について、申立人から提出された雇用保険受給資格者証によると、9年10月から10年2月までについては、申立人の主張する標準報酬月額（41万円）に見合う報酬月額であったことが推認できる。

しかしながら、A社が当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保管しているか否かについて、申立人は、「当時の事業主には一切照会してほしくない。」としているため、事業主に照会することができない上、申立人も、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間及び9年10月1日から10年3月16日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私の父が経営していた A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低く記録されている。

当時、会社の業績は良かったので、給料が下がることは無かった。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額の記録が訂正された形跡も無く、記載内容も不自然さは無い。

また、上記の被保険者原票において、申立人と同様、昭和 57 年 10 月に標準報酬月額が減額されている者が申立人のほかに 2 名いるが、いずれも既に死亡しているため、申立期間当時における厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

さらに、A 社は、「当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7688

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月頃から 25 年 9 月 20 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 46 年 12 月頃まで

妻は、昭和 24 年 1 月頃から 29 年 3 月 2 日までの期間において A 社に勤務していたはずだが、厚生年金保険の記録では、25 年 9 月 20 日に資格取得となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、妻は、A 社を退職後、B 事業所（適用事業所は C 事業所）に 17 年間ぐらい勤務したと思うが、厚生年金保険の記録では、昭和 41 年 10 月 1 日に資格喪失となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の一人が、「申立人とは同じ部署で勤務したが、申立人が入社したのは、私より半年ほど後の昭和 25 年 8 月か 9 月だった。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると申立人への記号番号払出日は 25 年 9 月 20 日であり、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明のため、当該期間における勤務実態及び厚生

年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、C事業所が提出した労務者登録票（職務経歴書）によると、申立人の勤務期間は昭和29年9月3日から41年9月30日までの期間となっている。

また、同僚の一人が、「B事業所の作業員は、昭和41年9月にD市に異動することになったが、多くが人員整理により解雇された。」と供述しているところ、上記の労務者登録票には、申立人が人員整理のために解雇されたことが記録されている。

さらに、C事業所は、当時の厚生年金保険の届出及び保険料納付に関する資料は保存していないと回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7689

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 5 月 30 日まで

私は、平成 5 年 12 月から 8 年 5 月 29 日までの期間において A 社で勤務し、B 職を担当していた。申立期間当時、事業所の社会保険料の滞納が発生し、社会保険事務所（当時）との話し合いで標準報酬月額を引き下げる届出を行った。しかし、給与額は手続前と変わらず 40 万円程度支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において支給された給与額は 40 万円程度であったと述べている。

しかし、申立人は、「申立期間当時、事業所の社会保険料の滞納が発生し、社長の指示により標準報酬月額の引下げを届け出た。また、給与からは引き下げた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額が控除されていた。」と述べている。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、記録管理上の不備や遡って訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで

私は、A 社に、給与額が 18 万円から 20 万円という条件で入社したが、厚生年金保険の記録では、同社に入社した当初である申立期間の標準報酬月額が不自然に低い。

当時の給与明細書は残っていないが、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のほか、複数の同僚の A 社における標準報酬月額が、被保険者資格を取得した年は 9 万 8,000 円となっているものの、翌年には、10 月の定時決定又は随時改定により増額となっており、申立人の標準報酬月額と同様の推移となっている。

また、上記の複数の同僚に照会したものの、標準報酬月額が 9 万 8,000 円の期間に係る給与明細書等を所持している者はおらず、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A 社の元事業主は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の

控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 6 月 7 日から 34 年 3 月頃まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 15 日まで
④ 昭和 36 年 8 月 29 日から同年 10 月まで
⑤ 昭和 36 年 10 月から 42 年 5 月まで
⑥ 昭和 50 年 4 月から 62 年 5 月まで

私は、昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月頃までの期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 10 月までの期間において、C 社（現在は、D 社）の社員として E 社（現在は、F 社）G 工場に勤務していたにもかかわらず、申立期間③及び④の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

さらに、H 社の V 職として勤務していた申立期間⑤及び I 社の代表取締役であった申立期間⑥についても、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

いずれの期間も勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間①から⑥までを、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 29 年 4 月 1 日から勤務していた。」と述べている。

しかし、B 社は「当社は、何度も合併しており、当時の資料は保存していない。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務実態及び保険

料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても申立人の同社における資格取得年月日は昭和 29 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、数箇月の試用期間があった旨述べているところ、上記被保険者名簿により、申立人が入社したとする昭和 29 年に被保険者資格を取得した 13 名は、いずれも申立人と同日の同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社では、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、「昭和 34 年 3 月頃まで A 社に勤務していた。」と述べている。

しかし、B社は「当社は何度も合併しており、当時の資料は保存していない。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、同僚調査及び当時のB社の取引先事業所に対する照会によっても、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかつた。

さらに、上記被保険者台帳（旧台帳）に記載された申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、昭和 30 年 6 月 1 日となっており、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、「昭和 34 年 5 月 1 日に X 職として C 社に入社し、E 社 G 工場において Y 業務に携わっていた。」と述べているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同社の被保険者となっている複数の社員が、「E 社が Y 業務を始める際に同社 G 工場に Z 班が編成された。そこに、J 社から 2、3 人の社員が派遣され勤務しており、その中に申立人がいたと思う。」と回答しており、商業登記簿謄本より、C社は、昭和 36 年 4 月以前は、J 社と称していたことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社の社員として E 社 G 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録より J 社は、昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となつたことが確認でき、申立期間③のうち、34 年 5 月から 35 年 2 月 1 日までの期間において、同社は、適用事業所となつてない。

また、C社の元社員は、「C 社は、試用期間を設けていた。会社として、給与や社会保険がきちんと整備されたのは昭和 40 年以降であり、それ以前は勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していなかつた。」と述べ

ているところ、申立人と同じ昭和 34 年に X 職として同社に採用され K 社 L 工場に勤務していたとする元社員は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の 36 年 3 月 15 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、D 社及び F 社は「当時の資料は保存していない。」と回答している上、C 社の当時の代表取締役は、「総務関係の事務は専務取締役に任せっきりであったため、不明である。」と回答しており、当該専務取締役も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、「昭和 36 年 6 月から休業したもの、同年 10 月までの給与を銀行振込により受給しており、C 社に辞表を送付したのは同年 10 月であった。」と述べている。

しかし、D 社及び F 社は「当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 社の当時の代表取締役は、「総務関係の事務は専務取締役に任せっきりであったため、不明である。」と回答しており、当該専務取締役も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、H 社で勤務していた旨述べているところ、同社に係る商業登記簿謄本より、申立人が同社の W 職であったと名前を挙げた者が、当該期間に同社の取締役であったことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、H 社は、昭和 51 年 4 月 13 日（以下「新適日」という。）に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていない。

また、H 社に係る厚生年金保険被保険者資格を同社の新適日に取得している元取締役は、「私は、昭和 43 年から H 社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、同社の社員は、国民年金に加入していた。」と述べているところ、オンライン記録により、当該元取締役及び申立人が名前を挙げた同僚 2 名は、いずれも申立期間⑤において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、H 社は、M 社の子会社であったと述べていることから、M 社、N 企業年金基金及び O 健康保険組合に照会したが、いずれも「H 社が M 社グループの施設であったことはあるものの、当時の資料は保存していない。」と回答している上、M 社及び同社の関連事業所に係るオンライン記録から申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間⑥について、申立人はI社の経営者であった旨述べているところ、同社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、昭和57年11月12日から60年11月30日までの期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、I社及び上記商業登記簿謄本から確認できる同社の旧社名（P社、Q社及びR社）の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、I社は既に解散しており、申立人が同僚として名前を挙げた2名も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「会社がS市に移転し、S市から中小企業向けの融資を受ける際に、厚生年金保険に加入していると審査が有利になると聞いたので加入したはずである。」と述べていることから、T県、S市、T県信用保証協会及びU銀行に照会したところ、いずれも「当時の資料を保管していないため、詳細は不明であるが、厚生年金保険への加入が中小企業向け融資の審査条件であったことは無い。」と回答している。

このほか、申立人は申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。